

香川県報



号外4

平成16年

3月31日(水曜日)

目次

(●印は、県法規集掲載事項) ページ

- 規 則
- 訓練手当支給規則の一部を改正する規則 (労働政策課) 一七
 - 高等技術学校規則の一部を改正する規則 () 七
 - 香川県地域改善対策職業訓練受講資金等貸付条例施行規則の一部を改正する規則 () 一〇

規 則

訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに交付する。

平成十六年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第四十六号

訓練手当支給規則の一部を改正する規則

訓練手当支給規則（昭和四十一年香川県規則第七十九号）の一部を次のように改正する

第三条第一項各号列記以外の部分中「公共職業安定所長」を「県内に所在する公共職業安定所の長」に改め、同項第一号中「第十二条」を「第二十条」に改める。

第四条第二項を次のように改める。

2 基本手当の日額は、支給対象者の居住地を次の各号に掲げる生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号）別表第九に規定する地域の級地区分に基づき区分し、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 一級地 四千三百十円
- 二 二級地 三千九百三十円
- 三 三級地 三千五百三十円

第九条第一項中「。以下「認定申請書」という。」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、公共職業訓練を県外で受けるよう指示された者にあつては、訓練手当受給資格認定申請書（県外施設用）（第二号様式）を当該職業訓練を行う施設の長を経由して、知事に提出するものとする。

第九條第二項中「認定申請書」を「訓練手当受給資格認定申請書又は訓練手当受給資格認定申請書（県外施設用）」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十條中「第三号様式」を「第四号様式」に改め、同條に次のただし書を加える。

ただし、公共職業訓練を県外で受けるよう指示された者にあつては、毎月七日までに、前月分の訓練手当に係る訓練手当支給申請書（請求書）（県外施設用）（第五号様式）を当該職業訓練を行う施設の長を経由して、知事に提出しなければならない。

第一号様式（その一）中

年 月 日 (満 歳) 男・女

「記入する欄」の次

「(寄宿手当の申請者のみ記入)」を加え、「失業等給付等受給資格」を「求職者給付等の受給資格」に、「失業等給付」を「雇用保険手当」に、「その他」を「」に改める。

第一号様式（その二）中「進達します」を「進達しないことを証明する」に改める。

第二号様式を第四号様式とする。

第二号様式中

年	月	日	性 別
			男・女

年	月	日
---	---	---

第三号様式とし、第一号様式(その二)の次に次の二様式を加える。

に改め、同様式を

第2号様式(その1) (第9条関係)

訓練手当受給資格認定申請書(県外施設用)

年 月 日

香川県知事

殿

申請者氏名

㊟

訓練手当の支給を受けたいので下記により申請します。

①申請する手当の種類(該当するものに○)		基本手当	受講手当	寄宿手当		
②申請者の状況	ふりがな	(生年月日)				
	氏名	年 月 日 (満 歳)				
住所又は居所	(入校前)					
	(入校後)					
③扶養親族に関する事項(寄宿手当の申請者のみ記入)						
家族の状況	氏名	続柄	年齢	扶養の有無	同居・別居の別	別居しているものの住所又は居所
			歳	有・無	同・別	
			歳	有・無	同・別	
			歳	有・無	同・別	
④求職者給付等の受給資格、生活保護の受給 有・無 (該当するものに○)						
	雇用保険求職者手当	船員失業給付金	国家公務員等失業者退職手当	生活保護		
その他()						
※⑤能力開発施設証明欄	(入校年月日)	(訓練科目)	訓練期間	自 年 月 日	至 年 月 日	
	年 月 日					
	寄宿舎の入居状況 入居(年 月 日) ・ 入居していない					
上記の申請者は、公共職業訓練を受講していることを証明する。 年 月 日 職業訓練を行う施設の所在地 (職業訓練を行う施設の長の職氏名) ㊟						
※⑥出身都道府県処理欄	(支給要件) 雇用対策法施行規則第 条 項 号(附則第 条 項 号)					
	(類似の手当の受給)		(月 額)	(受給期間) 自 年 月 日		
	有()・無		円	至 年 月 日		
	添付書類	受講指示書写		手帳等の写		入寮許可書等
		振込口座写		雇用保険、生活保護等		寄宿届
	区 分		日 額 (月 額)		認 定 年 月 日	
	基本手当					
受講手当						
寄宿手当						
(備考)						

- (注意) 1 ③欄の事項については、市町村長の証明書を添えることを求めることがあります。
2 ※欄には記入しないでください。
3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

訓練手当受給資格認定申請書（県外施設用）
（通所手当関係）

年 月 日

香川県知事

殿

（通所の開始年月日）
年 月 日

申請者 住所
氏 名

印

通所手当の支給を受けたいので下記により申請します。

順路	通所方法の別	区 間	距 離 (概算)	所要時間 (概算)	乗車券等 の 種 類	左欄の乗車券等 の額	備 考
1		から() まで	K M	時間 分			
2		から() まで	K M	時間 分			
3		から() まで	K M	時間 分			
4		から() まで	K M	時間 分			
5		から() まで	K M	時間 分			
合 計			K M	時間 分			

自動車等使用者（通所が不便である者）の場合

- 他に利用できる交通機関の名称及び運行回数
- 住居又は居所から当該交通機関の最寄りの駅（停留所等を含む。）までの距離

記入上の注意

- この申請書は、通常行っている通所の実情のみを記入し、例外的な方法等は、記入しないでください。
- 「通所方法の別」欄には、通所の順路に従い、徒歩、自動車、汽車、電車、バス（〇〇線）等の別を記入してください。
- 「乗車券等の種類」欄には、1箇月定期、10枚つづり回数券、優待券等の別を記入してください。
- 「左欄の乗車券等の額」欄には、1箇月定期の額、10枚つづり回数券の額等に応ずる額を記入してください。
- 「備考欄」には、定期券を持たない理由、回数券の片道及び月間の使用枚数を記入してください。
- 往路と帰路と異なる場合は、「備考欄」にその旨と理由を記入してください。
- ※印欄には記入しないでください。
- 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 1 交通機関 <input type="checkbox"/> 2 自動車等（通所が不便である者） <input type="checkbox"/> 3 自動車等（その他） <input type="checkbox"/> 4 1と2の併用 <input type="checkbox"/> 5 1と2の併用 <input type="checkbox"/> 非該当 理由	順路	算出の基礎となる交通機関等		定期券・回数券その他の別	1箇月の運賃等の額
		交通機関等の名称	利用区間		
	1				円
	2				円
	3				円
	4				円
	5				円
1箇月の運賃等の総額					円

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

職業訓練を行う施設の所在地

（職業訓練を行う施設の長の職氏名）

印

※職業訓練を行う施設の長の確認欄

第四号様式の次に次の二様式を加える。

訓練手当支給申請書（請求書）（ 年 月分）（県外施設用）

年 月 日

香川県知事 殿

□□□-□□□□

申請者（債権者）住 所

氏 名 ①

下記のとおり訓練手当の支給を申請（請求）します。

訓練期間	年 月 日～ 年 月 日	
訓練が行われなかつた日数	日	
訓練を受けなかつた日数	①やむを得ない理由による日数	日
	①のうち疾病又は負傷により連続して14日を超えた日数	日
	②やむを得ない理由のない日数	日
訓練を受けた日数	日	
家族と別居して寄宿していない日数	日	

基本手当	日 数	日
	日 額	円
	金 額	円
受講手当	日 数	日
	日 額	円
	金 額	円
通所手当	日 数	日
	月 額	円
	金 額	円
寄宿手当	日 数	日
	月 額	円
	金 額	円
合 計 金 額（請 求 額）		円

支払の方法	口座振替	銀行 店	
		当 座	口座番号
		普 通	(フリガナ) 口座名義

上記の記載事項に誤りのないことを証明する。

年 月 日

訓練を行う施設の所在地

(訓練を行う施設の長の職氏名) ①

附則

- 1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に受けた職業訓練に係る訓練手当の支給については、なお従前の例による。

高等技術学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第四十七号

高等技術学校規則の一部を改正する規則

- 高等技術学校規則（昭和四十二年香川県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。
- 第三条総務課の項中第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 職業訓練の実施に必要な調査研究に関する事項

第三条総務課の項第七号の次に次の一号を加える。

八 生徒の募集、入学、退学及び卒業に関する事項

- 第三条訓練課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号及び第六号を削り、同項第七号中「第三号」を「第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第八号中「第三号」を「第二号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第九号を同項第六号とする。

第四条教務課の項第四号中「委託訓練」を「委託して行う職業訓練」に改める。

第九条中「別記様式」に次の各号に「を」を「第一号様式」に次に「に」に改める。

- 第十七条中「あらかじめ、」を「受講申込書（第二号様式）を」に、「に受講の申込みをしなければ」を「（以下この条及び第十九条において「丸亀学校長」という。）に提出しなければ」に改め、同条に次の三項を加える。

2 前項の規定による受講申込書の提出については、ファクシミリ装置を利用して送信する方法により行うことができる。

3 前項の規定により受講申込書が提出されたときは、丸亀学校長が受信した時に、当該受講申込書が丸亀学校長に提出されたものとみなす。

- 4 丸亀学校長は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、提出者に対し、送信に使用した書面を提出させることができる。
- 第十九条中「香川県立丸亀高等技術学校長」を「丸亀学校長」に改める。
- 別表第一を次のように改める。

別表第一（第三条、第四条、第七条、第八条関係）

一 香川県立丸亀高等技術学校の訓練課程、訓練科、訓練期間及び定員

項	訓練課程	訓練科	訓練期間	定員
一 短期課程		溶接技術科	一年	十人
		建築技術科	一年	十五人
		電気工事科	一年	二十人
		機械加工科	六月	十五人
		木造住宅科	六月	十人
		情報ビジネス科	六月	二十人

二 香川県立高松高等技術学校の訓練課程、訓練科、訓練期間及び定員

項	訓練課程	訓練科	訓練期間	定員
一 普通課程		電子システム科	二年	十五人
		自動車工学科	二年	二十五人
		建築システム科	二年	十五人
		キャドシステム科	二年	十人
		デザイン科	一年	十人
		塗装技術科	一年	十五人

第2号様式（第17条関係）

受講申込書

年 月 日

香川県立丸亀高等技術学校長 殿

申込者氏名

短期課程の普通職業訓練を受講したいので、次のとおり申し込みます。

	コ ー ス 名	
	講 習 日 程	
申 込 者	(ふりがな) 氏 名	
	本 籍 地	
	住 所	電話番号
	生 年 月 日	年 月 日
勤 務 先	事 業 所 名	
	所 在 地	電話番号

注 1 本籍地欄は、ガス溶接技能講習又はアーク溶接特別教育の受講申込者のみ、都道府県名を記入すること。

2 氏名の記載は、自署で行うものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 香川県立丸亀高等技術学校に係る短期課程の金属技術科は、改正後の別表第一の規定にかかわらず、平成十六年九月三十日まで存続するものとする。
- 3 香川県立高松高等技術学校に係る普通課程の自動車整備科及びキャド・キヤム科は、改正後の別表第一の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日まで存続するものとする。
- 4 改正前の別記様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

香川県地域改善対策職業訓練受講資金等貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第四十八号

香川県地域改善対策職業訓練受講資金等貸付条例施行規則の一部を改正する規則

香川県地域改善対策職業訓練受講資金等貸付条例施行規則（昭和六十二年香川県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「日本育英会」を「独立行政法人日本学生支援機構」に改める。

第一号様式中

「	生 年 月 日	年 月 日	生 年 月 日	性 別	男・女	」	を	「	生 年 月 日	」
---	------------	-------	------------	-----	-----	---	---	---	------------	---

年 月 日 に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。